

水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部改正について

1 改正の理由

国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日又は令和 6 年 6 月 1 日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

2 改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 管理者の兼務範囲の明確化	訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，通所介護，短期入所生活介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売	管理者が兼務できる事業所の範囲について，同一敷地内における他の事業所，施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
イ 身体拘束等の適正化の推進	訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，通所リハビリテーション，福祉用具貸与，特定福祉用具販売	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとする。また，やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。

	短期入所生活介護，短期入所療養介護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の設置，指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。委員会の開催については，テレビ電話等の活用も可能とする。 （1年の経過措置期間を設ける。）
ウ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可があった時は，訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。その際，当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができるものとする。
エ みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員基準の緩和	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設又は介護医療院について，当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができるものとする。
オ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	特定施設入居者生活介護	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において，生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で，見守り機器等の複数のテクノロジーの活用，職員間の適切な役割分担等の取組により，介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減が行われていると認められる事業所ごとに置くべき介護職員及び看護職員の合計数について，利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容	
		基準省令(案)	水戸市が定める基準
ア 重要事項の掲示	全居室サービス	重要事項(運営規程の概要, 職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について, 書面掲示に加えて, インターネット上で情報の閲覧が完結するよう, 原則としてウェブサイトにも掲載する。 (1年の経過措置期間を設ける。)	基準省令のとおりとします。
イ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画の入手及び把握	訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション	医師等の従業者が, 入院中にリハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係るリハビリテーション計画の作成に当たっては, 当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し, 当該計画書の内容を把握しなければならない。	基準省令のとおりとします。
ウ ユニットケアの質の向上のための体制の確保	短期入所生活介護, 短期入所療養介護	ユニット型施設の管理者は, ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。	基準省令のとおりとします。
エ 介護現場の生産性の向上	短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護	事業者は, 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置するものとする。 (3年の経過措置期間を設ける。)	基準省令のとおりとします。
オ 口腔衛生管理の強化	特定施設入居者生活介護	事業者は, 口腔衛生管理体制を整備し, 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。 (3年の経過措置期間を設ける。)	基準省令のとおりとします。

<p>カ 協力医療機関との連携体制の構築</p>	<p>特定施設入居者生活介護</p>	<p>事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入居者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずるよう努めることとする。</p>	<p>基準省令のとおりとします。</p>
<p>キ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p>		<p>新興感染症^{注1}の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関^{注2}との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。</p> <p>また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。</p> <p>注1 SARS（重症急性呼吸器症候群）、ウエストナイル熱など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。</p> <p>注2 協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。</p>	
<p>ク 選択制の対象福祉用具の</p>	<p>福祉用具貸与、特定福祉用具販売</p>	<p>福祉用具の一部の貸与種目・種類（選択制の対象福祉用具）の貸与又は販売に当たって、福祉用具専門相談員</p>	<p>基準省令のとおりとします。</p>

提供に係る利用者等への説明及び提案		が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し説明するものとする。 また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。	
ケ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認	特定福祉用具販売	選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。	基準省令のとおりとします。
コ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス		福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めることとする。	
サ 福祉用具貸与計画の作成等	福祉用具貸与	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、選択制の対象福祉用具について、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うものとする。 また、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護支援専門員に交付しなければならないものとする。	基準省令のとおりとします。
シ 経過措置期間の延長	居宅療養管理指導	高齢者虐待防止のための措置及び業務継続に向けた取組の実施等の義務付けの経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	基準省令のとおりとします。

※「水戸市が定める基準」について、その内容により、規則等において規定する場合があります。

3 施行期日

- (1) 次号に掲げるもの以外の改正内容 令和6年4月1日
- (2) 居宅療養管理指導，訪問看護，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションに係る2(1)アからエまで及び2(2)イの改正内容 令和6年6月1日